

岩手県告示第587号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、中村政男に対し、盛漁丸（漁船登録番号IT3-56555）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成27年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成27年8月7日（金） 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室